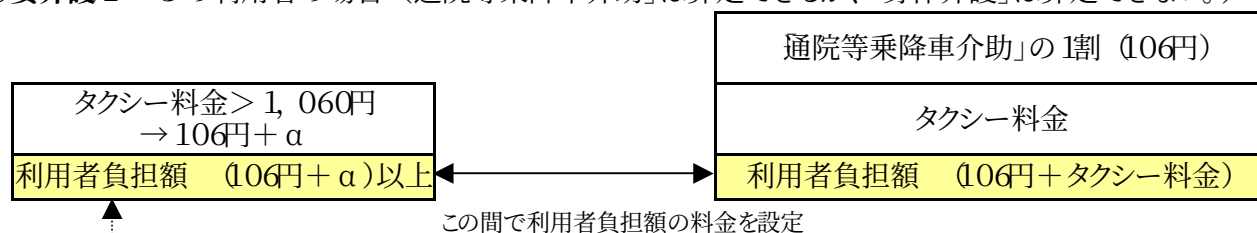


通院等乗降車介助」を伴う訪問介護サービスを利用する場合の利用者負担額の算定例

条件

- 1 タクシー料金は、お迎え料金を含む金額
- 2 通院等乗降車介助」を算定する場合に事業者が収受する訪問介護費収入 1,060円（うち、1割負担 106円）
- 3 身体介護 1」を算定できる場合に事業者が収受する訪問介護費収入 2,448円（うち、1割負担 245円）
- 4 α は、タクシー料金が訪問介護費の額を超える場合に、 $\text{タクシー料金} - \text{訪問介護費の額}$ から「タクシー料金」の間で設定される金額を表す。なお、タクシー料金が訪問介護費の額以下となる場合は、「タクシー料金」の範囲内で α の金額を設定できる。

○要介護 1～3 の利用者の場合（通院等乗降車介助」は算定できるが、身体介護」は算定できない。）



タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業（訪問介護）の実施に伴う事業者の収入になっていれば、認可運賃を収受しているという理解も可能であり、道路運送法上ただちに違法とはいえない。ただし、介護報酬と利用者の自己負担分を超える運賃については、別途利用者から収受する必要がある。」訪問介護と一体となった要介護者輸送の取扱いに関する運輸省自動車交通局旅客課の見解（平成13年 1月 5日 発出）以下、同じ。

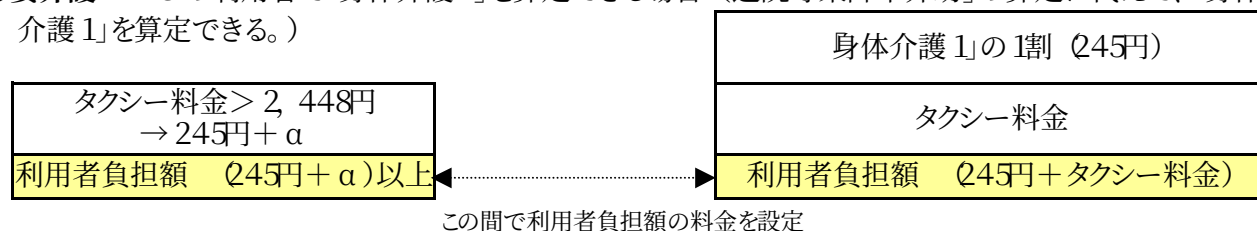
例 1] 上記のケースで、タクシー料金が 2,000円の場合（タクシー料金が訪問介護費の額を超える場合）の利用者負担額

(106円 + 2,000円 - 1,060円 = **1,046円**) から (106円 + 2,000円 = **2,106円**) の間で利用者負担額を設定することが必

例 2] 上記のケースで、タクシー料金が 1,000円の場合（タクシー料金が訪問介護費の額以下の場合）の利用者負担額

106円 から (106円 + 1,000円 = **1,106円**) の間で利用者負担額を設定できる。

○要介護 4・5 の利用者で 身体介護 1」を算定できる場合（通院等乗降車介助」の算定に代えて、身体介護 1」を算定できる。）



例 3] 上記のケースで、タクシー料金が 4,000円の場合（タクシー料金が訪問介護費の額を超える場合）の利用者負担額

(245円 + 4,000円 - 2,448円 = **1,797円**) から (245円 + 4,000円 = **4,245円**) の間で利用者負担額を設定することが必

例 4] 上記のケースで、タクシー料金が 2,000円の場合（タクシー料金が訪問介護費の額以下の場合）の利用者負担額

245円 から (245円 + 2,000円 = **2,245円**) の間で利用者負担額を設定できる。

○要介護 4・5 の利用者で 身体介護」を算定できない場合（要介護 1～3 の利用者の場合と同じ。）

